

豊山町障害者福祉計画

第5次障害者計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年3月

豊山町



(2) 基本施策

① 障がいを正しく理解することの推進

町内の公共施設におもいやり駐車場を設置し、周囲の方からの援助を受けやすくなるように取り組みます。

② 広報活動の充実

出前講座を活用した啓発活動を行います。また、ヘルプマークを配布し、外見からはわかりにくく周囲の方に支援を必要としている方が援助を受けやすくなるよう、制度の普及に取り組みます。障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」を推進するため、年間を通じて啓発活動を行うとともに、特に障害者週間（毎年12月3日～12月9日）においては、引き続き、重点的に啓発活動に努めます。

③ 権利擁護の取組の推進

令和3年度から成年後見センターを開設し、町社会福祉協議会に業務を委託します。権利擁護支援のための地域連携ネットワーク整備のため、意思決定や判断能力が不十分な人など成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、保健、医療、福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めます。また、差別の禁止や虐待防止をはじめとした権利擁護の推進も行っていきます。

④ 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員の窓口対応や、職員研修会等の開催に努めます。

⑤ 選挙における配慮

障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など投票所における投票環境の向上に努めます。各投票所では、引き続き、コミュニケーションボードを利用し、障がいのある方に文字や絵を指さしすることで意思を確認し、情報を伝えやすくします。

成年後見センターの設置

権利擁護支援のためのネットワークづくりの中核を担い、成年後見制度の普及啓発や相談対応を行う成年後見センターを設置します。

成年後見制度への正しい理解を広め、制度の利用についての相談対応を行います。特に、成年後見制度の利用支援が必要であるにも関わらず、本人や親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげたり、制度の利用以外にも必要な支援があれば、関係機関につなぐなどの対応支援を行い、必要な人が制度を適切に利用できる体制づくりを行います。

